

R8 庄東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、子供の心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。
- ・いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうる。
- ・だれもが被害者にも加害者にもなり得る。
- ・すべての場所で、すべての人が「いじめを許さない」取組を行う。

3 いじめへの対応

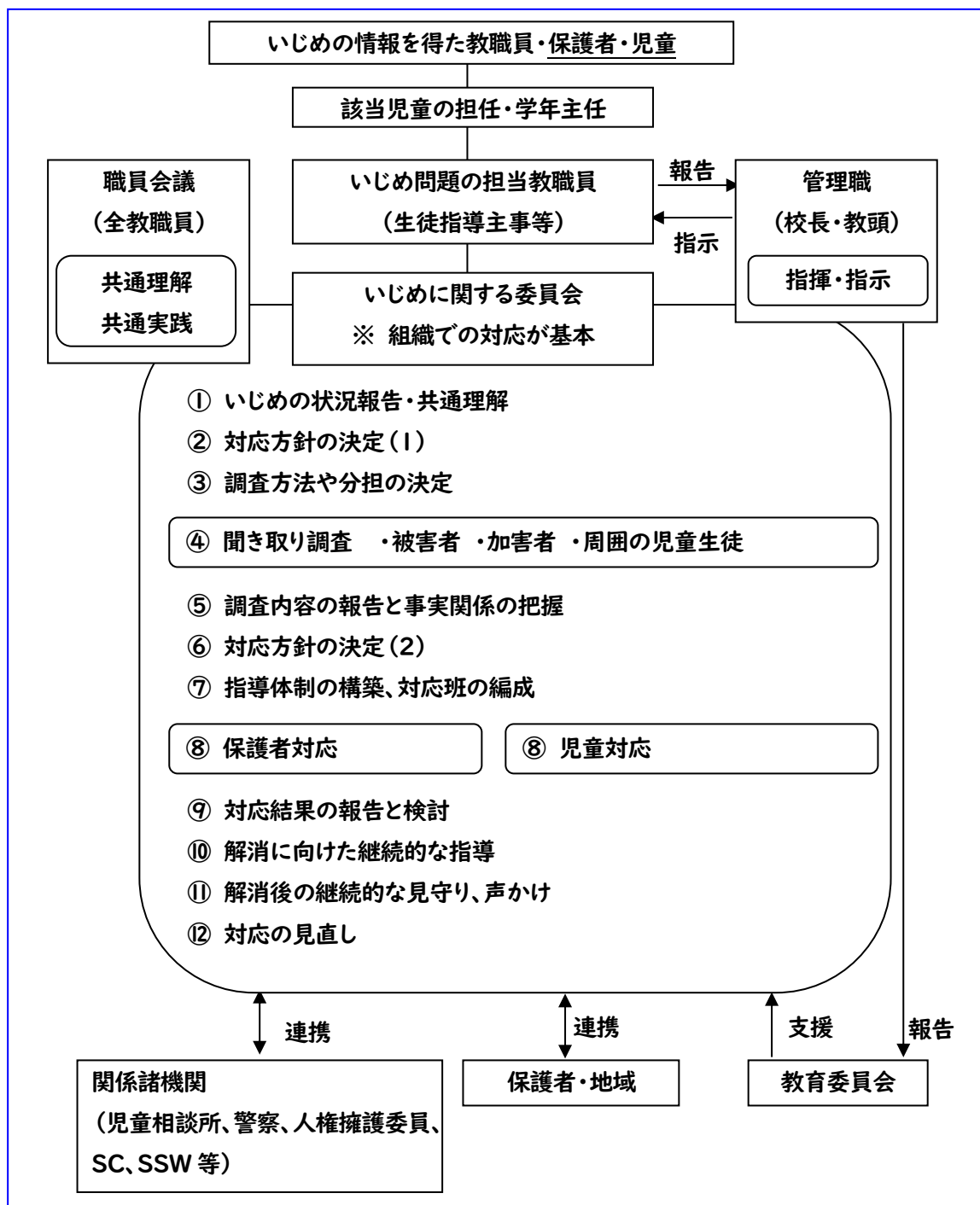
(1) いじめの未然防止

- ・法や国の基本方針の他、「いじめの防止と解消のために」、「いじめのない学校づくり8つの基本方策」等の主旨を全職員で共通理解し、一丸となっていじめの防止に努める。
- ・いじめの防止等のための対策に関する資質の向上を図り、教職員の人権感覚を高めるための効果的な研修会を計画的に企画・実施する。
- ・児童同士、また児童と教師との信頼関係を育むために、多面的な児童理解と自己有用感、自己存在感を味わわせる学級づくりを目指す。
- ・各教科の指導においては、正誤や結果ばかりを重視することなく、学習過程における考え方の形成に目を向け、互いの違いやよさを認め合うことができるような指導に心がける。
- ・適切な情報活用能力が養われるように、ネットモラル教育の充実を図る。
- ・児童会活動や学級活動、全校道德の議題としていじめ問題を取り上げ、児童が主体的にいじめ問題に関わろうとする意識を育てる。

(2) いじめの早期発見

- ・教職員は、いじめを生まないための「教師の“気づき”のポイント（「いじめの防止と解消のために」に掲載）」を活用するなどして、小さなサインを見逃さないよう日常的な児童理解に努める。
- ・毎週水曜日に「特目っ子タイム」を設け、いじめだけでなく学校生活や家庭環境等について気になる児童を報告し、共通理解を図る。
- ・各学期1回（6月、11月、2月）行う児童へのいじめアンケート調査をもとに、全児童と個別面談を行い、一人一人のよさや頑張りを伝えたり、悩み事を聴いたりする。
- ・各学期1回（6月、11月、2月）行う保護者へのアンケート調査をもとに、実施後に必要な児童に個別面談を行うなど、きめ細やかな実態把握に努める。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等により相談機能を充実し、児童の悩みを積極的に受け止めることができるようにする。

(3) いじめへの早期対応



(4) いじめ解消状態の判断

- ・いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月間)
- ・被害児童がいじめ行為によって、心身の苦痛を感じていないと認められること。上記の状態に至っていない段階では、被害児童を徹底して守り通し、被害・加害児童や周りの者全員を含む集団が、望ましい集団活動を取り戻し、前向きな活動に踏み出せるよう働きかける。

(5) 再発防止

- ・同じ児童が被害にあういじめが再発したり、ターゲットを変えていじめが続いたりすることを防ぐために、一旦、解決したと思われる場合でも、十分に注意して継続的な観察を行ったり、必要な指導を行う。
- ・問題が収束したと考えられる時点で、対処の仕方を振り返り見直すとともに、対処を通して得た知見を広く共有し、再発防止を目指す。

4 いじめ防止委員会

(1) 構成員

全教員と、必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）、支援スタッフを加える。

(2) 内容

- ・学校基本方針に基づく取組と実施の進捗状況の確認
- ・児童アンケート、保護者アンケートの結果の検討
- ・教職員の共通理解と意識啓発（いじめに関する校内研修の企画立案）
- ・保護者、地域に対する情報発信、情報収集
- ・いじめ事案への対応、相談窓口
- ・学校基本方針、年間計画等の見直し

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合。

(2) 発生の報告

重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告する。

(3) 調査

- ① 重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携して、通常のいじめ防止委員会とは別に、重大事態への対処のための組織を設置するとともに、教育委員会の適切な指導及び支援の下で、質問票その他の適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 関係児童の保護者に教育委員会や学校が行う調査に協力するように求める。
- ③ 上記の調査を行った場合は、教育委員会の適切な指導及び支援の下に、被害を受けた児童及びその保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 被害を受けた児童及びその保護者以外の関係者及びマスコミ等への情報提供については、関係児童の個人情報や心情に配慮して、慎重に判断しなければならない。

(4) 対応

- ① 被害児童を絶対を守ることを第一に、教育委員会との連携を密接にして対応に当たる。
- ② 加害児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、早めに警察と連携するなど、関係諸機関との積極的な連携を行う。
- ③ いじめを原因として、被害児童が教室に入れない場合は、早期に受け入れが可能になるよう学級指導等を行うとともに、学習機会を確保するために別室登校や別室授業等の手立てを講じる。

- ④ いじめを原因として、被害児童が登校できない状態が続く場合は、適応指導教室等での学習や家庭での学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限保障できるよう支援する。
- ⑤ 関係児童の保護者との連携を断ち切ることがないように最善を尽くす。特に被害児童の保護者に対しては、対応方針の説明とそれに対する理解を得られるようにするとともに、それまでの指導・支援や情報提供等に不備があった場合は誠意をもって謝罪する必要がある。
- また、加害児童の保護者に対しては事実を正確に伝えるとともに、被害児童の心情や解決に向けた学校の指導方針の説明および理解促進に努めなければならない。
- ⑥ 報道機関等への対応については、学校の正常な教育活動に支障が生じることのないように、担当者を通じて行う。
- ⑦ 対応に当たって、隣接する学校との連携（応援要請）や報道機関対応への具体的な指示、当該学校の児童及び保護者の不安の解消など予想される限りの事柄について幅広く支援を行うよう、教育委員会に協力を求める。

6 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組
4月	・第1回いじめ防止委員会（基本方針、年間計画等共通理解）
6月	・いじめアンケート調査（児童、保護者）、面談
7月	・第2回いじめ防止委員会（アンケート調査結果、全員面接結果検討）
8月	・いじめ防止校内研修会「※テーマは相談した上で決定」
11月	・いじめアンケート調査（児童、保護者）、面談
12月	・第3回いじめ防止委員会（アンケート調査結果、全員面接結果検討）
1月	・いじめアンケート調査（児童、保護者）、面談
2月	・第4回いじめ防止委員会（アンケート調査結果、面談結果検討）
3月	・1年間の振り返り（基本方針等の見直し、次年度方針仮決定）

週一回 教職員で共通理解を図るための「特目っ子タイム」を行う。